

カラーデザイン蓋設置基準の改正について

令和8年4月
水道課計画係

1. カラーデザイン蓋設置基準の改正について

伊丹市上下水道局では、令和8年4月より伊丹市上下水道局カラーデザイン蓋設置要領を廃止するとともに、カラーデザイン蓋設置基準の改正を行いました。主な改正内容は、次の各号に示す通りです。なお、誤字脱字又は字句の表現の修正等、軽微な修正については、本件に記載しておりませんので、適宜、改正後の基準をご確認ください。

2. 主な改正内容

① 第1章 概要

(1) 1-2. 適用範囲 (p.3)

- ・ 適用範囲について記載
- ・ 参考とした各種資料について記載箇所の変更

(2) 1-3. 用語の定義 (p.3)

- ・ 用語の定義について記載

(3) 1-4. 対象設備 2) 消火栓 (p.4)

- ・ 消火栓について記載

② 第2章 カラーデザイン蓋設置基準

(1) 2-1. 設置方針 1) 設置検討 (p.21)

- ・ 耐スリップ型の鉄蓋について追記

(2) 2-1. 設置方針 2) 設置方法 (p.21)

- ・ カラーデザイン蓋の設置方法について記載箇所の変更

(3) 2-4. 設置場所の設定 2) レベル2：経過 (p.33 ~ p.36)

- ・ 令和7年度デザイン審査小委員会について追記